



愛媛県報

発行 愛媛県

印刷 岡田印刷株式会社

平成15年1月31日金曜日 第1427号

◇ 目次 ◇

愛媛県林業改善資金貸付規則の一部を改正する規則.....63

告 示

新たに生じた土地の確認（津島町）.....64
 字の区域の変更（ " ）.....64
 瀬戸内海環境保全特別措置法第5条による特定施設の設置の許可申請の概要（2件）.....64
 瀬戸内海環境保全特別措置法第8条による特定施設の構造等の変更の許可申請の概要.....66
 クリーニング業法による研修の指定.....67
 クリーニング業法による講習の指定.....67
 県営土地改良事業の換地計画関係書類の縦覧（5件）.....68
 町営土地改良事業の施行の同意（5件）.....68
 保安林の指定（2件）.....69
 保安林予定森林.....71
 解除予定保安林（2件）.....72
 道路の区域変更（県道壬生川新居浜野田線）.....72
 道路の供用開始（ " ）.....72
 道路の区域変更（県道西条久万線）.....72
 道路の供用開始（ " ）.....73
 道路の区域変更（一般国道194号）.....73
 道路の供用開始（ " ）.....73
 道路の区域変更（県道波方環状線外）.....73
 道路の供用開始（ " ）.....74
 道路の区域変更（県道中山砥部線）.....74
 道路の供用開始（ " ）.....74
 道路の区域変更（一般国道379号）.....74
 道路の供用開始（ " ）.....75
 道路の区域変更（県道小田河辺大洲線）.....75
 道路の供用開始（ " ）.....75
 道路の区域変更（県道野村柳谷線）.....75
 道路の供用開始（ " ）.....76
 道路の区域変更（一般国道197号）.....76
 道路の区域変更（県道宇和三瓶線）.....76
 道路の供用開始（ " ）.....76
 道路の区域変更（県道宇和三瓶線）.....77
 道路の供用開始（ " ）.....77
 都市計画事業の事業計画の変更認可.....77

公 告

特定非営利活動法人の設立の認証の申請の公告.....77
 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請の公告.....77

選挙管理委員会告示

大久保山土地改良区総代選挙の事務を管理する選挙管理委員会の指定.....78

公営企業管理規程

愛媛県公営企業処務規程の一部を改正する管理規程.....78

正 誤

平成13年1月19日付け第1221号愛媛県告示第101号（公有水面

埋立工事のしゅん功認可）中78

規 則

○愛媛県規則第1号

愛媛県林業改善資金貸付規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成15年1月31日

愛媛県知事 加戸守行

愛媛県林業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

愛媛県林業改善資金貸付規則（昭和51年愛媛県規則第81号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表中第7号の項を第8号の項とし、第6号の項を第7号の項とし、第5号の項の次に次のように加える。

(6) 前各号に掲げるもののほか、地域の自然的条件及び林業事情からみて林業経営の改善を促進するために特に普及を図る必要があると認められる能率的な林業の技術の導入に必要なものとして県が農林水産大臣に協議して指定する資金	機械又は施設を購入し、又は設置する場合にあっては、1台又は1セットにつき県が農林水産大臣に協議して定める額	5年以内
--	---	------

第11条第1項中「及び第2号」を「、第2号及び第6号」に改める。

様式第2号（その5）中「技術導入資金事業計画書」を「技術導入資金（地域技術導入資金）事業計画書」に改め、同様式（その5）注1中「第5号」の下に「及び第6号」を加え、同様式（その5）注中2を3とし、1の次に次のように加える。

2 不要の文字は、抹消すること。

様式第2号（その6）注1中「第6号」を「第7号」に改め、同様式（その7）注1中「第7号」を「第8号」に改める。

様式第5号（裏）林業改善資金借付証書特約条項第1条第3号中「第6号又は第7号」を「第7号又は第8号」に改める。

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- この規則施行の際現に改正前の愛媛県林業改善資金貸付規則様式第5号の規定により提出されている書類は、改正後の愛媛県林業改善資金貸付規則様式第5号の規定により提出された書類とみなす。

告 示

○愛媛県告示第 176 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第9条の5第1項の規定により、津島町長から公有水面の埋立てにより新たに生じた次の土地は、津島町の地域であることを確認した旨の届出があった。

平成15年 1月31日

愛媛県知事 加 戸 守 行

Table with 2 columns: 新たに生じた土地の所在, 面積 (平方メートル). Rows include 津島町田風字外ノ浦33の3並びに字本谷71の1、71の8から71の10まで及び71の12の地先 (583.81) and 津島町田風字本谷71の1、71の3、71の5、71の6、75の2から75の13まで、116の1、118、120の3、122の1及び122の2並びに字内ノ浦123及び325の地先 (3,221.40).

○愛媛県告示第 177 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、津島町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があった。

平成15年 1月31日

愛媛県知事 加 戸 守 行

Table with 3 columns: 字の名称, 左記の区域に編入する新たに生じた土地 (区 域), 面積 (平方メートル). Rows include 田風字本谷 (津島町田風字外ノ浦33の3並びに字本谷71の1、71の8から71の10まで及び71の12の地先公有水面埋立地, 583.81) and 田風字本谷 (津島町田風字本谷71の1、71の3、71の5、71の6、75の2から75の13まで、116の1、118、120の3、122の1及び122の2並びに字内ノ浦123及び325の地先公有水面埋立地, 3,221.40).

○愛媛県告示第 178 号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号。以下「法」という。）第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があった。

なお、法第5条第3項に規定する書面は、愛媛県庁及び新居浜市役所において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する。

平成15年 1月31日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名
住友金属鉱山株式会社
東京都港区新橋五丁目11番3号
代表取締役 福島 孝一
2 事業場の名称及び所在地
住友金属鉱山株式会社ニッケル工場
新居浜市西原町三丁目5番1号
3 特定施設に関する事項

Table with 2 columns: 特定施設の種別, 水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号。）別表第1第62号 口電解施設. Rows include 特定施設の能力 (7立方メートル×8基), 工事の着手予定年月日 (平成15年3月1日), 工事の完成予定年月日 (平成15年10月30日), 使用開始の予定年月日 (平成15年11月1日), 特定施設の使用時間間隔 (連続), 特定施設の1日当たりの使用時間 (24時間), 特定施設の使用の季節的変動の概要 (無し), 特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値 (水素イオン濃度, 化学的酸素要求量, 浮遊物質, 全窒素, 全りん), 汚水等の1日当たりの量 (通常150, 最大180).

備考 汚水等は、全量再利用する。

4 汚水等の処理施設に関する事項

Table with 2 columns: 設置年月日, 昭和50年7月10日. Rows include 処理施設の種別 (非鉄金属排水処理施設), 処理施設の型式 (中和凝集沈殿方式), 処理施設の構造 (鉄及びゴム製), 処理施設の主要寸法 (縦26メートル 横53メートル 高さ9メートル), 処理施設の能力 (1日当たり1,300立方メートル処理), 汚水等の処理の方式 (中和+凝集沈殿+中和), 処理施設の使用時間間隔 (連続), 処理施設の1日当たりの使用時間 (24時間), 処理施設の使用の季節的変動の概要 (無し).

処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値	項目	処 理 前	処 理 後
	水素イオン濃度(水素指数)	通常 1.0~12.0 最大 1.0~12.0	通常 7.0 最大 5.0~9.0
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 9.0 最大 9.9	通常 9.0 最大 9.9
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 2,240 最大 4,000	通常 25 最大 50
	全窒素(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 19.9 最大 20	通常 19.9 最大 20
	全りん(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.3 最大 1.5	通常 0.3 最大 1.5
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 1,100 最大 1,300	通常 1,100 最大 1,300	

5 事業場から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値並びに汚水等の1日当たりの量

(1) 南排水口

汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 7.0 最大 5.0~9.0
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 6.2 最大 7.1
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 23 最大 45
	全窒素(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 13.3 最大 15.1
	全りん(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.2 最大 1.0
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 8,235 最大 9,745	

(2) 北排水口

汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 7.0 最大 5.0~9.0
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 3.0 最大 3.9
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 20 最大 40
	全窒素(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 3.0 最大 6.0

全りん(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.1 最大 0.8
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 8,120 最大 9,630

○愛媛県告示第179号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号。以下「法」という。)第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があった。

なお、法第5条第3項に規定する書面は、愛媛県庁及び松前町役場において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する。

平成15年 1月31日

愛媛県知事 加戸守行

- 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名
伊予基準寝具株式会社
伊予郡松前町大字出作字楠木528番地の1
代表取締役 森永 秀則
- 事業場の名称及び所在地
伊予基準寝具株式会社
伊予郡松前町大字出作字楠木528番地の1
- 特定施設に関する事項

特定施設の種別	水質汚濁防止法施行令(昭和46年政令第188号。)別表第1第67号 洗濯の業に供する洗浄施設	
特定施設の能力	1回当たり200キログラム処理	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	着手後14日	
使用開始の予定年月日	完成後直ちに	
特定施設の使用時間間隔	連続	
特定施設の1日当たりの使用時間	9時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	無し	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 9~10 最大 9~10
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 280 最大 350
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 95 最大 100
	全窒素(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 20 最大 25
	全りん(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 2 最大 3

汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 13 最大 17
----------------------------	----------------

4 汚水等の処理施設に関する事項

設 置 年 月 日	平成14年11月28日		
処 理 施 設 の 種 類	標準活性汚泥処理施設		
処 理 施 設 の 型 式	ばっ気+沈殿		
処 理 施 設 の 構 造	鉄筋コンクリート製		
処 理 施 設 の 主 要 寸 法	縦 12.23メートル 横 6.0メートル 高さ3.62メートル		
処 理 施 設 の 能 力	1日当たり150立方メートル処理		
汚 水 等 の 処 理 の 方 式	標準活性汚泥処理		
処理施設の使用時間間隔	連 続		
処理施設の1日当たりの使用時間	24時間		
処理施設の使用の季節的変動の概要	無 し		
処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値	項 目	処 理 前	処 理 後
	水素イオン濃度(水素指数)	通常 9~10 最大 9~10	通常 5.8~8.6 最大 5.8~8.6
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 160 最大 200	通常 20 最大 30
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 95 最大 100	通常 20 最大 30
	全窒素(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 20 最大 25	通常 8 最大 10
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	全りん(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 2 最大 3	通常 1 最大 2
	通常 124 最大 150	通常 124 最大 150	通常 124 最大 150

5 事業場から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値並びに汚水等の1日当たりの量

No.1排水口

汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 5.8~8.6 最大 5.8~8.6
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 20 最大 30
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 20 最大 30

全窒素(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 8 最大 10
	全りん(単位 1リットルにつきミリグラム)
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 124 最大 150

○愛媛県告示第180号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号。以下「法」という。)第8条第1項の規定に基づく特定施設の構造等の変更の許可の申請があった。

なお、法第8条第3項において準用する法第5条第3項に規定する書面は、愛媛県庁及び新居浜市役所において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する。

平成15年 1月31日

愛媛県知事 加戸守行

- 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名
住友金属鉱山株式会社
東京都港区新橋五丁目11番3号
代表取締役 福島 孝一
- 事業場の名称及び所在地
住友金属鉱山株式会社ニッケル工場
新居浜市西原町三丁目5番1号
- 特定施設の種類
水質汚濁防止法施行令(昭和46年政令第188号)別表第1第62号 口、ホ
- 変更しようとする事項の内容
特定施設の使用方法及び汚水等の処理方法等の変更
- 特定施設に関する事項

		変 更 前	変 更 後
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 10.0 最大 15.0	通常 9.0 最大 9.9
	全窒素(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 3.0 最大 5.0	通常 19.9 最大 20.0
	全りん(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.1 最大 0.1	通常 0.3 最大 1.5
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 150 最大 180	通常 150 最大 180	

6 汚水等の処理施設に関する事項
汚水処理施設

		変 更 前		変 更 後	
		処理前	処理後	処理前	処理後
処理施設に よる処理前 及び処理後 の汚水等の 汚染状態の 値	項 目				
	全窒素（単 位 1リッ トルにつき ミリグラム）	通常 150 最大 300	通常 150 最大 300	通常 19.9 最大 20.0	通常 19.9 最大 20.0
汚水等の1日当たりの量 （単位 立方メートル）	全りん（単 位 1リッ トルにつき ミリグラム）	通常 0.2 最大 0.5	通常 0.2 最大 0.5	通常 0.3 最大 1.5	通常 0.3 最大 1.5
		通常 1,100 最大 1,300	通常 1,100 最大 1,300	通常 1,100 最大 1,300	通常 1,100 最大 1,300

7 事業場から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大値並びに汚水等の1日当たりの量

(1) 南排水口

汚水等の汚 染状態の値	項 目	変 更 前	変 更 後
		水素イオン 濃度（水素 指数）	通常 7.0 最大 5.0~9.0

化学的酸素 要求量（単 位 1リッ トルにつき ミリグラム）	通常 6.2 最大 7.1	通常 6.2 最大 7.1
	浮遊物質 量（単位 1 リットルに つきミリグ ラム）	通常 23 最大 45
全窒素（単 位 1リッ トルにつき ミリグラム）	通常 18 最大 32	通常 13.3 最大 15.1
	全りん（単 位 1リッ トルにつき ミリグラム）	通常 0.2 最大 1.0
汚水等の1日当たりの量 （単位 立方メートル）	通常 8,235 最大 9,745	通常 8,235 最大 9,745

(2) 北排水口
変更なし

○愛媛県告示第 181 号

クリーニング業法（昭和25年法律第 207 号）第 8 条の 2 第 1 項の規定により、次のとおりクリーニング師の資質の向上を図るための研修を指定した。

平成15年 1月31日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 研修の名称
クリーニング師研修
- 2 主催者
東京都港区新橋六丁目 8 番 2 号
財団法人全国生活衛生営業指導センター 理事長 山 下 眞 臣
- 3 研修の種類、開催日及び場所

種 類	開 催 日	場 所
集合して行う研修	平成15年 3月 9 日（日）	松山市文京町 4 番地 2 松山大学

- 4 受講料
5,000円

○愛媛県告示第 182 号

クリーニング業法（昭和25年法律第 207 号）第 8 条の 3 の規定により、次のとおりクリーニング所の業務に関する知識の習得及び技能の向上を図るための講習を指定した。

平成15年 1月31日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 研修の名称
クリーニング業務従事者講習
- 2 主催者
東京都港区新橋六丁目 8 番 2 号
財団法人全国生活衛生営業指導センター 理事長 山 下 眞 臣
- 3 研修の種類、開催日及び場所

種 類	開 催 日	場 所
集合して行う研修	平成15年 3月 9日(日)	松山市文京町 4番地 2 松山大学

- 4 受講料
4,500円

○愛媛県告示第 183 号

県営ほ場整備事業(担い手育成型)徳能地区(徳能下工区)の換地計画を定めたので、土地改良法(昭和24年法律第 195号)第89条の 2 第 4 項において準用する同法第87条第 5 項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成15年 1月31日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 縦覧に供すべき書類の名称
換地計画書
- 縦覧期間
平成15年 2月 1日から 2月20日まで
- 縦覧場所
丹原町役場

○愛媛県告示第 184 号

県営ほ場整備事業(担い手育成型)徳能地区(星野工区)の換地計画を定めたので、土地改良法(昭和24年法律第 195号)第89条の 2 第 4 項において準用する同法第87条第 5 項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成15年 1月31日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 縦覧に供すべき書類の名称
換地計画書
- 縦覧期間
平成15年 2月 1日から 2月20日まで
- 縦覧場所
丹原町役場

○愛媛県告示第 185 号

県営中山間地域総合整備事業伊予中山地区三秋工区の換地計画を定めたので、土地改良法(昭和24年法律第 195号)第 89条の 2 第 4 項において準用する同法第87条第 5 項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成15年 1月31日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 縦覧に供すべき書類の名称
換地計画書
- 縦覧期間
平成15年 2月 1日から 2月20日まで
- 縦覧場所
伊予市役所

○愛媛県告示第 186 号

県営中山間地域総合整備事業伊予中山地区唐川工区の換地計画を定めたので、土地改良法(昭和24年法律第 195号)第

89条の 2 第 4 項において準用する同法第87条第 5 項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成15年 1月31日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 縦覧に供すべき書類の名称
換地計画書
- 縦覧期間
平成15年 2月 1日から 2月20日まで
- 縦覧場所
伊予市役所

○愛媛県告示第 187 号

県営ほ場整備事業(担い手育成型)宇和地区岩木工区の換地計画を定めたので、土地改良法(昭和24年法律第 195号)第89条の 2 第 4 項において準用する同法第87条第 5 項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成15年 1月31日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 縦覧に供すべき書類の名称
換地計画書
- 縦覧期間
平成15年 2月 1日から 2月20日まで
- 縦覧場所
宇和町役場

○愛媛県告示第 188 号

土地改良法(昭和24年法律第 195号)第96条の 2 第 1 項の規定により、上浦町から協議のあった町営土地改良事業(県単独補助土地改良事業(農道)・瀬山地区)の施行に平成15年 1月22日同意した。

平成15年 1月31日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第 189 号

土地改良法(昭和24年法律第 195号)第96条の 2 第 1 項の規定により、上浦町から協議のあった町営土地改良事業(県単独補助土地改良事業(農道)・小谷地区)の施行に平成15年 1月22日同意した。

平成15年 1月31日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第 190 号

土地改良法(昭和24年法律第 195号)第96条の 2 第 1 項の規定により、五十崎町から協議のあった町営土地改良事業(県単独補助土地改良事業(かんがい排水)・下河原地区)の

施行に平成15年 1月22日同意した。

平成15年 1月31日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第 191 号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第96条の 2 第 1 項の規定により、五十崎町から協議のあった町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・上池地区）の施行に平成15年 1月22日同意した。

平成15年 1月31日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第 192 号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第96条の 2 第 1 項の規定により、津島町から協議のあった町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（区画整理）・鴨田地区）の施行に平成15年 1月22日同意した。

平成15年 1月31日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第 193 号

森林法（昭和26年法律第 249 号）第25条の 2 第 1 項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成15年 1月31日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1(1) 保安林の所在場所
宇和島市柿原字横ノヲカ谷丁 326、丁 327 の 1
- (2) 指定の目的
水源のかん養
- (3) 指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
(ア) 主伐は、択伐による。
(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- 2(1) 保安林の所在場所
西条市飯岡字山元2759、字前坂2981の 2
- (2) 指定の目的
土砂の流出の防備
- (3) 指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
字前坂2981の 2（次の図に示す部分に限る。）
(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

- 3(1) 保安林の所在場所
越智郡朝倉村大字朝倉上甲 230 の 2、乙61の 1
- (2) 指定の目的
土砂の流出の防備
- (3) 指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
大字朝倉上乙61の 1（次の図に示す部分に限る。）
(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- 4(1) 保安林の所在場所
越智郡菊間町種1945の 1、1945の 2、1946、1947の 1、1947の 2、1948、1949、1950の 1
- (2) 指定の目的
土砂の流出の防備
- (3) 指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
種1945の 2・1946・1947の 2・1949・1950の 1（以上 5 筆について次の図に示す部分に限る。）
(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。
- 5(1) 保安林の所在場所
西宇和郡保内町宮内10番耕地 110（次の図に示す部分に限る。）、10番耕地 113、10番耕地 115、10番耕地 116の 2、10番耕地 872、10番耕地 873 の 1、10番耕地 874の 1、10番耕地 876、10番耕地 877 の 1、10番耕地 877の 2、10番耕地 878 の 1、10番耕地 878 の 2、10番耕地 879 から10番耕地 881 まで、10番耕地 883、10番耕地 884、10番耕地 886 から10番耕地 889 まで、10番耕地 902、10番耕地 903 の 1 から10番耕地 903 の 3 まで、10番耕地 905 の 2
- (2) 指定の目的
土砂の流出の防備
- (3) 指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
宮内10番耕地 115・10番耕地 872・10番耕地 873

の1・10番耕地 877 の1・10番耕地 878 の1・10番耕地 879 ・10番耕地 881 ・10番耕地 887 から10番耕地 889 まで（以上10筆について次の図に示す部分に限る。）、10番耕地 110、10番耕地 113、10番耕地 880

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めぬ。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

6(1) 保安林の所在場所

宇和島市三浦東4141の1、東4142から東4144まで、西5107の1、西5112、西5115の3、西5115の4、西5118の1

(2) 指定の目的

土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

三浦東4141の1・東4143・東4144・西5107の1・西5112（以上5筆について次の図に示す部分に限る。）、東4142

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めぬ。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

7(1) 保安林の所在場所

西条市津越字タキノヤマ7114の1

(2) 指定の目的

土砂の崩壊の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

8(1) 保安林の所在場所

温泉郡中島町大字津和地1422（次の図に示す部分に限る。）

(2) 指定の目的

土砂の崩壊の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁並びに係る市役所及び町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第194号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成15年 1月31日

愛媛県知事 加戸守行

1(1) 保安林の所在場所

周桑郡丹原町大字明河第6号687・第6号706（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、第6号705、第6号708、第6号725

(2) 指定の目的

水源のかん養

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

大字明河第6号705・第6号708・第6号725（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めぬ。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

2(1) 保安林の所在場所

越智郡菊間町種2061から2071まで

(2) 指定の目的

土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

種2061・2068・2069（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めぬ。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

3(1) 保安林の所在場所

越智郡菊間町種1967から1978まで

- (2) 指定の目的
土砂の流出の防備

- (3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

- (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

- 4(1) 保安林の所在場所
越智郡朝倉村大字朝倉上乙 749 の26

- (2) 指定の目的
土砂の流出の防備

- (3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

- (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
大字朝倉上乙 749 の26 (次の図に示す部分に限る。)

- (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

- (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

- (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

- 5(1) 保安林の所在場所
西宇和郡三瓶町大字津布理字シタノトウ2476、2479、2587、2589の2、2590、2602、2603、2607、字中滝2597、2606、字正田2613

- (2) 指定の目的
土砂の流出の防備

- (3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

- (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
字シタノトウ2476・2587・2589の2・2602・2607・字中滝2597・2606・字正田2613 (以上8筆について次の図に示す部分に限る。)

- (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

- (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

- (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第 195 号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の2第1項の規定により告示する。

平成15年 1月31日

愛媛県知事 加戸守行

- 1(1) 保安林予定森林の所在場所
西条市大浜字東山5976の1、字安都谷5978、字イカヤ5994、5998の1、5998の2、字在所中6000

- (2) 指定の目的
土砂の流出の防備

- (3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

- (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
字東山5976の1・字在所中6000 (以上2筆について次の図に示す部分に限る。)

- (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

- (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

- (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

- 2(1) 保安林予定森林の所在場所
西条市丸野字小ヒラ5258 (次の図に示す部分に限る。)

)、5257

- (2) 指定の目的
土砂の流出の防備

- (3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

- (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字小ヒラ5258

- (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

- (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

- (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

- 3(1) 保安林予定森林の所在場所
越智郡菊間町松尾1120、1126、1127

- (2) 指定の目的
土砂の流出の防備

- (3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

- (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

松尾1127 (次の図に示す部分に限る。)

- (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

- (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 イ 立木の伐採の限度
 次のとおりとする。

4(1) 保安林予定森林の所在場所
 越智郡岩城村3686、3687

(2) 指定の目的
 土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件
 ア 立木の伐採の方法
 (ア) 主伐は、択伐による。
 (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 イ 立木の伐採の限度
 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁並びに西条市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第 196 号

次の保安林を解除予定保安林にしたから、森林法（昭和26

年法律第 249 号）第30条の 2 第 1 項の規定により告示する。
平成15年 1月31日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 解除予定保安林の所在場所
新居浜市観音原町乙93の 3
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由
指定理由の消滅

○愛媛県告示第 197 号

次の保安林を解除予定保安林にしたから、森林法（昭和26年法律第 249 号）第30条の 2 第 1 項の規定により告示する。
平成15年 1月31日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 解除予定保安林の所在場所
温泉郡中島町大字宇和間乙 277 の 7
- 2 保安林として指定された目的
魚つき
- 3 解除の理由
道路用地とするため

○愛媛県告示第 198 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、西条地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。
平成15年 1月31日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	壬生川新居浜野田線	西条市古川字新田甲402番 5 から 同字甲402番 7 地先まで	旧	メートル 8.5	キロメートル 0.020	
			新	12.0	0.020	

○愛媛県告示第 199 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、西条地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。
平成15年 1月31日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	壬生川新居浜野田線	西条市古川字新田甲402番 5 から 同字甲402番 7 地先まで	平成15年 1月31日

○愛媛県告示第 200 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、西条地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。
平成15年 1月31日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	西条久万線	西条市黒瀬字大畑乙215番1地先から 同字乙219番1地先まで	旧	メートル 6.0～29.0	キロメートル 0.145	
			新	16.0～35.0	0.134	

○愛媛県告示第201号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、西条地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成15年 1月31日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	西条久万線	西条市黒瀬字大畑乙215番1地先から 同字乙219番1地先まで	平成15年 1月31日

○愛媛県告示第202号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、西条地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成15年 1月31日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
一 般 国 道	194号	西条市中野字大平ラ丙122番8	旧	メートル 11.0～11.5	キロメートル 0.053	
			新	15.0～18.0	0.053	

○愛媛県告示第203号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、西条地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成15年 1月31日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
一 般 国 道	194号	西条市中野字大平ラ丙122番8	平成15年 1月31日

○愛媛県告示第204号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、今治地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成15年 1月31日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	波方環状線	越智郡波方町大字波方字本谷甲3572番2地先から 同大字字黒磯甲3298番1地先まで	旧	メートル 4.8～9.8	キロメートル 0.290	
			新	7.4～15.8	0.290	

"	宮崎波方線	越智郡波方町大字宮崎字七五三ヶ浦乙46番3地先から 同字乙46番4地先まで	旧	5.0～6.0	0.010	
			新	7.0～8.3	0.010	

○愛媛県告示第205号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、今治地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成15年 1月31日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	波方環状線	越智郡波方町大字波方字高下甲3347番3地先から 同大字字黒磯甲3298番1地先まで	平成15年 1月31日
"	宮崎波方線	越智郡波方町大字宮崎字七五三ヶ浦乙46番3地先から 同字乙46番4地先まで	"

○愛媛県告示第206号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、松山地方局伊予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成15年 1月31日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
県道	中山砥部線	伊予郡中山町大字出渕2番耕地3901番4から 同大字6番耕地1368番4地先まで	旧	メートル 6.2～20.4	キロメートル 0.114	
			新	14.0～22.0	0.117	

○愛媛県告示第207号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、松山地方局伊予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成15年 1月31日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	中山砥部線	伊予郡中山町大字出渕2番耕地3901番4から 同大字6番耕地1368番4地先まで	平成15年 1月31日

○愛媛県告示第208号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成15年 1月31日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
一般国道	379号	喜多郡内子町大瀬東3713番5から 同町大瀬東3714番2まで	旧	メートル 6.3～26.3	キロメートル 0.054	
			新	13.0～58.7	0.054	

"	"	喜多郡内子町大瀬中央4190番 7 から	旧	5.4 ~ 8.5	0.052	
		同町大瀬中央4196番 2 まで	新	9.3 ~ 10.0	0.052	

○愛媛県告示第 209 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成15年 1月31日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
一般国道	379号	喜多郡内子町大瀬東3713番 5 から 同町大瀬東3714番 2 まで	平成15年 1月31日
"	"	喜多郡内子町大瀬中央4190番 7 から 同町大瀬中央4196番 2 まで	"

○愛媛県告示第 210 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成15年 1月31日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	小田河辺大洲線	喜多郡河辺村大字北平707番地先	旧	メートル 10.6 ~ 24.5	キロメートル 0.020	
			新	15.8 ~ 29.6	0.020	

○愛媛県告示第 211 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成15年 1月31日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	小田河辺大洲線	喜多郡河辺村大字北平707番地先から 同大字684番地先まで	平成15年 1月31日

○愛媛県告示第 212 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、八幡浜地方局宇和土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成15年 1月31日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	野村柳谷線	東宇和郡野村町大字大野ヶ原71番地先から 同大字90番地先まで	旧	メートル 4.5 ~ 6.3	キロメートル 0.310	
			新	4.9 ~ 12.5	0.310	

○愛媛県告示第 213 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
 その関係図面は、八幡浜地方局宇和土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。
 平成15年 1月31日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	野村柳谷線	東宇和郡野村町大字大野ヶ原71番地先から 同大字90番地先まで	平成15年 1月31日

○愛媛県告示第 214 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
 その関係図面は、八幡浜地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。
 平成15年 1月31日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
一 般 国 道	197号	西宇和郡三崎町三崎105番地先から 同町三崎1527番 1 まで	旧	メートル 6.4~23.0	キロメートル 0.416	
		西宇和郡三崎町三崎105番地先から 同町三崎1700番 6 まで	新	11.0~19.6	0.513	

○愛媛県告示第 215 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
 その関係図面は、八幡浜地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。
 平成15年 1月31日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	宇和三瓶線	西宇和郡三瓶町大字津布理字長藪1825番 2 から 同字1863番 2 地先まで	旧	メートル 5.5~14.2	キロメートル 0.214	
			新	14.7~94.0	0.198	
"	"	西宇和郡三瓶町大字津布理字長藪1865番 1 地先から 同大字字日ノ浦2220番10まで	旧	12.6~15.8	0.038	
			新	12.6~18.9	0.038	

○愛媛県告示第 216 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
 その関係図面は、八幡浜地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。
 平成15年 1月31日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	宇和三瓶線	西宇和郡三瓶町大字津布理字長藪1825番 2 から 同字1863番 2 地先まで	平成15年 1月31日
"	"	西宇和郡三瓶町大字津布理字長藪1865番 1 地先から 同大字字日ノ浦2220番10まで	"

○愛媛県告示第 217 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、八幡浜地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成15年 1月31日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	宇和三瓶線	西宇和郡三瓶町大字津布理字日ノ浦2263番 2 から 同大字字正田2628番 2 まで	旧	メートル 5 2～42.0	キロメートル 0.621	
			新	5 2～42.0 9 2～45.0	0.621 0.396	

○愛媛県告示第 218 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、八幡浜地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成15年 1月31日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	宇和三瓶線	西宇和郡三瓶町大字津布理字日ノ浦2263番 2 から 同大字字正田2628番 2 まで	平成15年 1月31日

○愛媛県告示第 219 号

都市計画法（昭和43年法律第 100 号）第63条第 1 項の規定に基づき、松山広域都市計画下水道事業松前公共下水道（松前町施行）の事業計画の変更を次のように認可した。

平成15年 1月31日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 事業施行期間

平成 8 年 3 月29日から

平成22年 3 月31日まで

2 事業地

(1) 収用の部分

愛媛県伊予郡松前町大字筒井字砂流場

(2) 使用の部分

愛媛県伊予郡松前町

大字筒井字砂流場から大字北黒田字美居までの区
間内、大字浜字今新開から大字筒井字五反地までの区
間内、大字筒井字砂流場

公 告

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第 7 号）第10条第 1 項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第 2 項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成15年 1月31日

愛媛県知事 加 戸 守 行

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成15年 1月23日	特定非営利活動法人 子どもの未来育成支援会議ハ ルモニア	岡 本 孝	今治市片原町二丁目 1 番地 1	この法人は、今治市及び越智郡地域の住民及びボランティア活動に取り組む団体に対し、ノーマライゼーションの理念とインクルージョン活動を保証することを基本として、保健・福祉・国際交流・男女共同参画・児童の健全育成に関する事業及び特定非営利活動を行う他の団体の運営又は活動に係る連絡、協力に係る事業を行い、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とする。

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第 7 号）第25条第 4 項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第 5 項において準用する同法第10条第 2 項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成15年 1月31日

愛媛県知事 加 戸 守 行

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成15年 1月22日	特定非営利活動法人 ライフサポート友伍	鴨 崎 恭 夫	松山市朝生田町六丁目542 - 3	この法人は、高齢者支援施設を拠点とし、少子高齢化社会及び核家族化社会における様々な課題の解決に向けて現状の調査研究を行うとともに、各種ボランティア組織との交流ネットワーク拡充、地域通貨の活用による、女性の子育て支援等互助の精神に基づく活力あふれる地域づくりの推進、地域の文化活動等を通じた高齢者の介護予防と自立そして多様な生きがいつくりの支援、さらに各種介護保険事業を行うことにより、多様で活発な地域交流形態を創造し、地域の高齢者と市民が安心して充実した生活を営むことが可能な地域社会の発展に寄与することを目的とする。

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第17号

平成15年 3月24日任期満了に伴う大久保山土地改良区総代選挙について、その事務を管理する選挙管理委員会を次のとおり指定する。

平成15年 1月31日

愛媛県選挙管理委員会

委員長 藤 山 薫

城辺町選挙管理委員会

37	右欄上から11行目	同	同大字二及字ミ タライ
----	-----------	---	----------------

公営企業管理規程

○愛媛県公営企業管理規程第1号

愛媛県公営企業処務規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

平成15年 1月31日

愛媛県公営企業管理者職務代理者

愛媛県公営企業管理局长 永 野 英 詞

愛媛県公営企業処務規程の一部を改正する管理規程

愛媛県公営企業処務規程（昭和46年愛媛県公営企業管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

第2条に次のただし書を加える。

ただし、局長に事故があるとき、又は局長が欠けたときは、次長が、管理者の職務を代理する。

附 則

この管理規程は、公布の日から施行する。

正 誤

○正 誤

平成13年 1月19日付け第1221号愛媛県告示第 101 号（公有水面埋立工事のしゅん功認可）中

ページ	箇所	誤	正
37	右欄上から7行目	二及字ミタライ	長早字グイシ
37	右欄上から10行目	二及字ミタライ	長早字グイシ